

環境省所管法令に基づく立入検査証の身分証の統合について

1. 愛知県からの要望

- 環境省所管法令に基づく県職員の立入検査身分証が **25種類**もあり、
- ・人事異動の際に発行事務の負担大
 - ・複数法令に基づく検査の場合、それに応じた複数の身分証を示す必要があり迅速な検査の妨げになる場合も



一人で20枚以上所持している職員もいる

環境省に統合を要請

2. 環境省における対応

小泉環境大臣が、要望どおり統合した身分証が使用できるよう作業を進めることを表明 (12/18記者会見)

◆愛知県以外の自治体 (市区町村含む) の意見も確認

※共管11省庁と調整

- ・他の身分証にも統合の要望 → 様式の特例を定める環境省令1本、共管省令5本を策定し、**45の身分証の統合様式を策定** (3/16)
- ・自治体が条例で発行する身分証も統合の要望 → **条例に基づく身分証も統合可能**である旨通知 (同日)

<統合様式のイメージ>



大きさ、形式(タテヨコ)、記載事項、写真サイズが異なるが、違いに大きな意味はない

28法令に基づく45種類の身分証<次頁に一覧>
〔同一法令でも条項ごとに異なる様式が定められている〕

条例に基づく身分証 (愛知県は10種類)

統合したい身分証の根拠条項を記載

立入検査の職員の身分証明書

職名
氏名
生年月日
交付日・有効期限
都道府県知事名

下表に掲げる丸印のある条項の立入権限を有する

〇〇法第〇条	—
▲▲法第▲条第▲項	○
××法第×条	—
□□法第□条第□項	○

(裏面)

★★条例第★条	○
●●条例第●●条	○
◎◎条例◎◎条◎項	—

所持人に権限を付与する条項に丸印

身分証が統合可能となる立入検査等の根拠条項

(28法令に基づく45種類の身分証)

※同一法令でも条項ごとに異なる様式が定められているため、法令数より身分証の種類が多い

(環境省令で特例を定めるもの)

- ①温泉法（昭和23年法律第125号）第28条第1項及び第35条第1項
- ②自然公園法（昭和32年法律第161号）第17条第1項、第30条第1項、第35条第2項（自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第3項第5号の規定により適用する場合を含む。）、第37条第2項及び第62条第1項
- ③大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項
- ④騒音規制法（昭和43年法律第98号）第20条第1項
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の13第1項及び第19条第1項
- ⑥水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項
- ⑦悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第20条第1項
- ⑧自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第31条第1項
- ⑨動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第24条第1項（同法第24条の2第3項において準用する場合及び同法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第25条第5項及び第33条第1項
- ⑩公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第139条第1項及び第140条第1項
- ⑪振動規制法（昭和51年法律第64号）第17条第1項
- ⑫浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項
- ⑬湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第21条第1項（同法第22条において準用する場合を含む。）及び第32項第1項
- ⑭特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第18条第1項
- ⑮ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第27条第4項及び第34条第1項
- ⑯ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第25条第1項
- ⑰土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第4項並びに第54条第1項及び第3項から第5項まで
- ⑱鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第75条第2項から第4項まで
- ⑲平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第34条第3項及び第50条第5項

(共管省令で特例を定めるもの)

- <内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省共管>
- ⑳自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第41条第1項から第4項まで
- <財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省共管>
- ㉑特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第11条第1項
- <農林水産省・環境省共管>
- ㉒農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第13条第1項
- <経済産業省・環境省共管>
- ㉓フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第92条第1項
 - ㉔使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第131条第1項
- <経済産業省・国土交通省・環境省共管>
- ㉕特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第30条第2項
- (現行の規則で身分証明書の様式に定めのないが、新たに定める様式に統合可能なものとして取り扱うもの) ※今回の省令整備の対象とはならないが、統合可能である旨を通知
- ㉖工業用水法（昭和31年法律第146号）第22条第1項及び第25条第1項
 - ㉗建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）第11条第1項及び第14条第1項
 - ㉘建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第43条第1項
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第31条第1項（※㉘と同一の法律）

※愛知県が条例に基づき発行している身分証の例

- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例第104条第2項の規定による立入検査証
- ・ 愛知県立自然公園条例第15条第2項、第28条第2項、第32条第3項、第34条第3項及び第51条第4項の規定による身分証明書
- ・ 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第26条第3項の規定による立入検査証 など